

茨城県立医療大学後援会課外活動助成金等交付規程

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、茨城県立医療大学後援会規約（平成 10 年 10 月 3 日）第 3 条第 2 号の規定に基づき、課外活動助成金、課外活動奨励金及び社会活動褒賞金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第 2 条 この規程の適用を受ける助成対象者は、次のとおりとする。

- (1) 茨城県立医療大学学生通則（平成 7 年 4 月 6 日）第 11 条第 1 項の規定により、茨城県立医療大学長が承認したスポーツ活動団体、文化活動団体及び芸術活動団体並びにこれらの団体に所属する学生（以下「団体等」という。）
- (2) 災害救助ボランティア活動等優れた社会活動を行った学生

第 2 章 課外活動助成金

(課外活動助成金)

第 3 条 学生の課外活動を支援するため、課外活動助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

(助成対象経費)

第 4 条 助成金の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指導者又は講師等を依頼するための経費
- (2) 学外で課外活動を行うための経費
- (3) 課外活動のため必要となる物品の購入に要する経費
- (4) 学外の連盟等に登録するための経費
- (5) その他、課外活動に要する経費で茨城県立医療大学後援会会長（以下「会長」という。）が特に認めたもの

(交付申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする団体等は、「課外活動助成金交付申請書」（様式第 1 号）を会長に提出し、審査を受けなければならない。

- 2 助成金の交付申請は、当該事項が発生した年度内とする。ただし、会長が特に認める場合はこの限りでない。
- 3 申請の時期は、会長が別途通知する。

(交付決定)

第 6 条 助成金の交付決定は、会長が行う。

- 2 会長は助成金の交付決定をしたときは、すみやかに、その決定の内容を、「課外活動助成金交付決定通知書」（様式第 2 号）により申請者に行うものとする。

(助成金の概算払)

第7条 助成金は、その全額を概算払することができる。

(実績報告)

第8条 前条の規定により、助成金の概算払を受けた団体は、助成金対象事業完了後すみやかに「課外活動助成金実績報告書」(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

(額の確定)

第9条 会長は、前条の規定により実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、内容が適当であると認めた場合は、助成金の額を確定し、「課外活動助成金確定通知書」(様式第4号)により課外活動助成金交付団体あて通知するものとする。

第3章 課外活動奨励金

(奨励金の対象)

第10条 学生の課外活動を奨励するため、スポーツ活動、文化活動及び芸術活動における各種大会に出場し、優秀な成績を収めた団体等に対し、予算の範囲内で下表の基準に基づき課外活動奨励金(以下「奨励金」という。)を交付する。ただし、奨励金は、下表大会区分欄の大会のうち、いずれか1つの大会の優勝あるいは、準優勝を対象とする。

(単位：千円)

大会の区分	優 勝		準 優 勝	
	団 体	個 人	団 体	個 人
全国大会	300	100	200	70
地域大会	150	50	100	30
県大会	100	30	70	20
その他の大会	30	10	20	5

(交付申請)

第11条 奨励金の交付を受けようとする団体等は、「奨励金交付申請書」(様式第5号)を会長に提出し、審査を受けなければならない。

- 2 奨励金の交付申請は、当該事項が発生した年度内とする。ただし、会長が特に認める場合はこの限りでない。
- 3 申請の時期は、会長が別途通知する。

(交付決定)

第12条 奨励金の交付決定は、会長が行う。

- 2 会長は奨励金の交付決定をしたときは、すみやかに、その決定の内容を、「課外活動奨励金交付決定通知書」(様式第6号)により申請者に行うものとする。

第4章 社会活動褒賞金

(社会活動褒賞金の交付)

第 13 条 学生の社会活動を奨励するため、災害救助ボランティア活動等優れた社会活動を行った学生に対して、予算の範囲内において社会活動褒賞金（以下「褒賞金」という。）を交付する。

（額の決定）

第 14 条 前条第 1 項により交付する褒賞金の額は、その都度会長が決定する。

付 則

- 1 この規程は、平成 15 年 2 月 7 日から施行する。
- 2 茨城県立医療大学後援会課外活動支援事業助成金交付規程（平成 11 年 2 月 1 日）は、廃止する。
- 3 この規程は、平成 29 年 3 月 22 日から施行する。

様式第1号（第5条）

平成 年 月 日

茨城県立医療大学後援会
会長 殿

申請者 学科 年次
学籍番号
団体名
氏名 印

茨城県立医療大学後援会課外活動助成金交付申請書

標記助成金の交付を受けたいので、茨城県立医療大学後援会課外活動助成金等交付規程第5条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

申請金額	実施予定時期	経費の内訳（単価及び数量等を経費ごとに記入すること。）	摘要
円			

注) 学生団体代表者協議会が決定した配分どおりに申請すること。

様式第2号（第6条）

平成 年 月 日

殿

茨城県立医療大学後援会
会 長

茨城県立医療大学後援会課外活動助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった標記助成金については、茨城県立医療大学後援会課外活動助成金等交付規程第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円

- 2 助成金の内容

様式第3号（第8条）

平成 年 月 日

茨城県立医療大学後援会
会長 殿

学籍番号
団体名
氏名
学科
年次
印

茨城県立医療大学後援会課外活動助成金実績報告書

平成 年 月 日付けで交付決定のあった標記助成金にかかる事業について、下記のとおり事業を完了したので、茨城県立医療大学後援会課外活動助成金等交付規程第8条の規定により報告します。

記

- | | | | |
|---|----------|-----------------|--------------|
| 1 | 助成金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 助成金実績報告額 | 金 | 円 |
| 3 | 差し引き | 金 | 円（1の額 - 2の額） |
| 4 | 添付書類 | 領収書，写真その他支出証拠書類 | |

様式第4号（第9条）

平成 年 月 日

殿

茨城県立医療大学後援会
会 長

茨城県立医療大学後援会課外活動助成金確定通知書

平成 年 月 日付けで実績報告のあった標記助成金については、茨城県立医療大学後援会課外活動助成金等交付規程第9条の規定により、下記のとおり助成金の額を確定したので通知します。

記

助成金の確定額 金 円

様式第5号（第11条）

平成 年 月 日

茨城県立医療大学後援会
会長 殿

申請者 学科 年次
学籍番号
団体名
氏名 印

茨城県立医療大学後援会課外活動奨励金交付申請書

標記奨励金の交付を受けたいので、茨城県立医療大学後援会課外活動助成金等交付規程第11条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請内容

申請金額	大会等の名称及び開催年月日	大会等の主催者	成績等
円			

2 添付書類 表彰状等の写し，大会等開催要項等その他成績・結果を証する書類

様式第6号（第12条）

平成 年 月 日

殿

茨城県立医療大学後援会
会 長

茨城県立医療大学後援会課外活動奨励金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった標記奨励金については、茨城県立医療大学後援会課外活動助成金等交付規程第12条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円

- 2 奨励金交付の対象となった事項